

「さざんかホームヘルプサービス（妊産婦）」の利用に関する陳情

【願意】

子育て支援を実現するため公益財団法人船橋市福祉サービス公社が実施する「さざんかホームヘルプサービス（妊産婦）」の利用に関して下記事項の改善を陳情します。

1. 妊婦の配偶者・パートナー等が在宅勤務中であっても利用可能にする
2. 産後、産婦及び配偶者・パートナー等が共に産後・育児休業を取得中であっても利用可能にする

【理由】

現在、妊産婦の母体保護を目的として公益財団法人船橋市福祉サービス公社が実施する「さざんかホームヘルプサービス（妊産婦）」があり、妊産婦（妊娠中及び産後1年以内）の方が掃除・洗濯・食事の準備等の生活援助を有料で受けることができます。

このサービスは産前産後の大変な時期にとても助かるサービスなのですが、利用にあたっての「注意事項」に「同居家族等が対応すべき範囲（在宅等含む）」と記載があり、これにより妊産婦の配偶者・パートナーが①在宅勤務中②育児休業中は利用することができません。（陳情者が本サービスの利用申請にかかる電話にて上記①及び②の場合には利用できないことを確認しました。）

①については在宅勤務中であれば家事等を手伝うことができるという解釈かと思われますが、在宅勤務は出勤時と同様に業務中であり、現実には家事等の手伝いはすることができません。

また令和2年4月より新型コロナウイルス感染症が国内で拡大しており、感染症対

策の一環で全国的に可能な限り在宅勤務が求められています。

妊婦は重症化の傾向が強く感染経路は家庭内が8割を占めることから、その同居家族はより一層の感染症対策が求められています。

感染症対策のため在宅勤務等を行っている方も多いことから、これを理由に本サービスが受けられないのは実態に即していないと思います。

②については産婦及び配偶者・パートナー等が共に産後・育児休業を取得している場合には一律本サービスを利用できません。

しかし、産婦及び配偶者・パートナー等が共に育児休暇を取得している場合でも産後まもない時期や、第二子以降の出産である場合など、生活援助が必要な場合もあります。

さらに令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進を図る各種措置が令和4年4月より段階的に施行されることから、産婦及び配偶者・パートナー等が産後・育児休業を取得する家庭が増加することが予測されます。

上記の理由により、変化する社会情勢に柔軟に対応し本サービスを必要とする子育て家庭に届けるために、①、②の場合であってもさざんかホームヘルプサービス（妊産婦）を利用できるよう改善をお願い致します。